

「令和5年度包括外部監査の結果報告書」

～情報システムに関する財務事務の執行について～

概 要 版

令和6年2月
甲府市包括外部監査人 關本喜文

第1 監査の概要

1 監査の対象とした特定の事件（監査テーマ）

令和4年度の情報システムに関する財務事務の執行について

2 事件を選定した理由

情報システムとは、様々な情報を集めて処理し、その結果を必要な人に知らせる仕組みである。地方自治体にとって情報システムは業務を効率的かつ最適に行う上で不可欠のものであり、市民に対する行政サービスの向上やサービスの迅速性、正確性にも寄与するものである。一方で、集められた市民の情報が情報システムに対する外部からのアクセスにより第三者に漏れたり、あるいは災害により情報システムが作動できなくなったりする不測の事態もあり得るところで、セキュリティ対策も重要である。また、情報システムの運用・保守・管理には専門性ある人材が必要である。

国（総務省）は、2020年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、「自治体の情報システムの標準化・共通化」、「自治体の行政手続のオンライン化」、「セキュリティ対策の徹底」、「マイナンバーカードの普及促進」など6つの重点取組事項を掲げた。その後、令和5年1月には、「自治体DX全体手順書」、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」、「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」が改訂され、公表された。

甲府市においても、2016年11月に策定された「甲府市地域情報化計画（2016～2020）」を引き継いだ「甲府市デジタルソサエティ未来ビジョン」（2021～2030）が2021年2月に策定され、第1次アクションプランが令和3年度から進行している。また、2016年5月の「第二次こうふDO計画」の実施により、2019年から基幹業務系と内部情報系に関する情報システムを更新し、庁内情報システムの全体最適化が進んでいる。

このように情報システムは継続性ある自治体業務の根幹をなすものであり、掛

けられる予算も多い。市民にとっても、マイナンバーカードの一定程度の普及により、行政手続のオンライン化や集積される個人情報への管理に対する関心も高くなってきている。

したがって、上記の国の動きや甲府市の取組み状況を踏まえ、今年度、情報システムに関する財務事務について、適法性、有効性・効率性・経済性の観点から監査を行うことは、意義のあるものとして選定したものである。

3 監査の実施期間

令和5年6月28日から令和6年2月21日

4 監査対象機関

市長直轄組織防災企画課・情報発信課、行政経営部デジタル推進課・行政経営課、企画財務部資産税課、市民部市民課、福祉保健部健康保険課・健康政策課、教育部学事課・図書館

5 監査従事者

包括外部監査人 關本喜文（弁護士）

補助者 高岡敏夫（公認会計士）

補助者 井上光昭（公認会計士）（令和5年11月28日にて業務終了）

補助者 野中孝憲（公認会計士）

補助者 前田晋吾（公認会計士）

以上5名

6 監査の視点及び指針

1 包括外部監査人の監査については、地方自治法第252条の37第1項及び第2項、並びにこれらの条文で引用される同法第2条第14項及び第15項に基づき、合規制（適法性）のほか、経済性・効率性・有効性（いわゆる「3E監査」）の視点で監査を行った。

（1）合規制（適法性）

事業が、関連法令や条例を遵守して行われているか。

（2）経済性・効率性・有効性（いわゆる「3E監査」）

住民福祉の増進に寄与するものであるか検証するとともに、

①無駄な支出が行われていないか、財源の確保に努めているか（経済性）。

②最小の経費・労力で、成果を挙げているか（効率性）。

③所期の目的や趣旨に見合った成果が現れているか（有効性）。

2 本監査テーマについては具体的には、次の指針に基づき、情報システム全般と個別に選択した情報システムに対して、監査を行った。

①情報システムの構築、調達、運用保守及び情報セキュリティ管理の各場面の事務の

執行について、適法性（関係法令、条例、規則等の準拠）、経済性・効率性・有効性（支出額に見合った成果、調達時の想定通りの利用及び検証）に基づいているか。

②情報システムの調達及び運用・保守に関する市としての統一的な方針（情報システムの調達及び運用保守に関する基本方針等）が策定され、それに基づき実行されているか。

③情報システムの運用・保守が、ベンダー任せになっていないか。

④情報システムのセキュリティ対応について、想定されるリスクを勘案して適切に行われているか（個人情報その他の情報資産の漏洩対策、災害時の対応等）。

第2 監査対象事業の概要

1 甲府市の情報システムに関する施策について

～甲府市デジタルソサエティ未来ビジョン（2021～2030）～

（1）社会情勢の変化及びデジタル化の急速な進展

人口減少・少子高齢化、市街地と過疎地域の格差の拡大、単独世帯の増加など生活環境の変化といった人口・社会構造の変化は、地方自治体の市民への行政サービスの提供に影響を及ぼしうる。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化や災害リスクの高まりなどの新たな社会的課題に対する行政サービスの対応の必要性も生じている。

一方で5Gなど最新技術の急速な実用化やデジタル流通の急激な拡大が進み、ICT・デジタル技術は労働の質の向上・市場の拡大・関係人口の拡大・就労機会の拡大をもたらすなど、人口・社会構造の変化に伴う社会的課題の解決の役割を期待されている。

地方自治体においても、このICT・デジタル技術の活用により様々な社会的課題に対して持続性ある行政サービスが可能となり、さらに、新しい公共私相互間の協力関係の構築といった自治体の新たな役割も可能となりうる。

（2）甲府市デジタルソサエティ未来ビジョンの策定

甲府市は、この社会情勢の変化及びデジタル化の急速な進展の動向、及び後述の国の「自治体DX推進計画」をはじめとするICT・デジタル化推進の動向を踏まえ、本市における市民生活や産業活動の状況・課題等に対処可能となる10年後を目指すべき姿と位置づけ、基本理念と3つの基本目標のもと、「甲府市デジタルソサエティ未来ビジョン」（以下「未来ビジョン」という。）を策定した。

（基本理念）

「社会の変革を通し一人ひとりが快適で元気に活躍できる社会を形成し明るい未来を創造する甲府」の実現 with SDGs

（基本目標1）

デジタル環境を整備し、一人ひとりが快適で元気に活躍できる市民を支えます。
＝市民を取り巻くデジタル環境の整備

(具体的には)

- マイナンバーカードの普及・活用やブロードバンド・Wi-Fi環境などのハード面の整備促進
- 様々な立場の市民に対しデジタルリテラシーの向上につながるイベントの開催や相談窓口の充実
- 職員全体の意識改革やデジタルリテラシーの向上を図り、デジタル技術を効果的に業務改革に反映

(基本目標2)

デジタル技術を活用し、潤いと活力ある市民生活と産業活動を支えます。

＝デジタル技術を活用した行政サービスの向上の推進

(具体的には)

- 申請などの行政手続きのオンライン化
- 市民が求める生活や健康に関する情報並びに地域ごとに伝達すべき災害情報の提供
- 行政情報を市民や企業に向けて利活用できる形で提供するオープンデータの推進
- デジタル技術を活用した市民サービスが効率的かつシームレスに展開できるように庁内の業務フローの改革

(基本目標3)

デジタル技術をベースとし、社会の変革に対応した簡素・効率的で機動的な市政運営を推進します。

＝デジタル技術をベースとした行政の高度化・効率化を推進

(具体的には)

- 国が進める行政サービスのデジタル化・オンライン化の動きに迅速かつ的確に対応し、良質な市民サービスや利便性の向上など、デジタル技術の効果の着実な定着
- 庁内の業務改革や意識改革と情報システムの標準化や共同化を進め、デジタル技術をベースとした簡素・効率的で機動的な新たな業務の仕組みの実現

2 甲府市のDX推進施策と国の施策

2-1 「自治体DX全体手順書」からみた位置づけ

(1) 国の「自治体DX全体手順書」では、ステップ0からステップ3が示されているが、未来ビジョン及びその推進体制からすれば、ステップ2まで達成されているものと評価できる。

なお、ステップ2で示されている、「DXの司令塔として、DX推進担当部門を設置し、各業務担当部門をはじめ各部門と緊密に連携する体制の構築」については、令和3年度から組織横断的なデジタル化の推進役を担う専門的組織として、

CDO (Chief Digital Officer) の設置に向けた調査・検討が行われている。

(2) さらに、ステップ3の段階をみれば、未来ビジョンの実現をはかる「第1次アクションプラン(令和3年度～令和7年度)(令和5年2月6日)」が進行しており、その中で、3つの基本目標に関わる各個別事業の進捗段階、KPI、達成度、次年度取組と毎年度の進捗管理が行われている。したがって、個別のDXの取組を計画的に実行し、「PDCA」(計画・実行・評価・改善)サイクルによる進捗管理が行われている。

2-2 「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」の実施状況

未来ビジョンの基本目標3において、国が進める行政サービスのデジタル化・オンライン化の動きに迅速かつ的確に対応し、良質な市民サービスや利便性の向上など、デジタル技術の効果の着実な定着をはかる点で、令和4年度から継続して、住民記録等の基幹業務の情報システム(20業務)について、国が提示する標準仕様(「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」)対応の実施が検討されている(詳しくは、後述の「第3の3-3-3 基幹業務系システム」の項目に記載)。

2-3 「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」の実施状況

未来ビジョンの基本目標2において、申請などの行政手続きのオンライン化について、次の3つが運用開始されている。

①子育て関係・介護関係の26手続

令和4年度にマイナポータル(ぴったりサービス)からの申請データを基幹業務系システムに取り込むための機器等(連携サーバ、申請管理システム等)を構築した(国「デジタル基盤改革支援補助金」の補助率1/2)。令和5年度から運用開始。

②マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化

令和4年度に必要となる住民基本台帳システムの改修を行い、マイナポータルからの当該手続が可能となった(令和5年2月6日サービス開始)。

③罹災証明書の発行手続

令和元年9月30日から、山梨県市町村総合事務組合が運営する「やまなしくらしねっと電子サービス」により罹災証明書の申請がオンライン化されている。

3 令和4年度の未来ビジョンの取組状況

予算・決算（予算化されたもの及び主要な調査研究事業）

基本目標 1	デジタル環境を整備し、一人ひとりが快適で元気に活躍できる市民を支えます		令和4年度 予算	令和4年度 決算
1	マイナンバーカードの普及（取得）・活用促進	社会保障・税番号制度に関するマイナンバーカードに関わる事務（出張申請受付、マイナポイント申込支援等の普及促進含む）	139,352,000	89,041,778
		オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバ等の運営費（保険証機能の追加関係）	971,136	971,124
2	情報通信基盤の整備	フリースポット（無料の公衆無線LAN・WiFi）等の提供等	7,522,680	7,522,680
3	行政手続きのオンライン化の推進	やまなしくらしねっと（電子申請・施設予約・メルマガサービス）に係る運営費	6,533,000	6,263,000
		子育て・介護関係 26 の手続きのオンライン化（基幹系）	21,596,911	19,400,000
		住基システム改修によるマイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのオンライン化	6,930,000	4,804,800
		電子書籍サービスの運用開始（R4.11.1～）	3,465,000	3,411,869
		キャッシュレス決済機器及び自動釣銭機付きのPOSレジ端末等の導入・運用	2,767,000	2,141,414

4	市民のデジタルリテラシーの向上支援	スマホ講習会の実施	0	0
5	デジタル技術を活用した情報発信	甲府市公式LINEアカウントによる情報発信	990,000	990,000
基本目標 2	デジタル技術を活用し、潤いと活力ある市民生活と産業活動を支えます		令和4年度 予算	令和4年度 決算
1	マイナンバーカードを活用した事業等推進	自治体マイナポイントを他制度に活用可能かの検討	0	0
2	市民相互の情報連携・共有の場の整備・活用推進	地域限定の交流型SNSの導入の検討及び活用推進	0	0
3	健康・福祉分野におけるデジタル技術等を活用した事業の推進	健康アプリ(PHR)の活用による健康支援事業の調査研究	0	0
		母子保健課の健診関係業務の予約システム、業務システムの検討	0	0
		オンラインによる遠隔手話サービス	60,000	56,000
4	防災分野におけるデジタル技術等を活用した事業の推進	甲府市防災情報WEB公開のハザードマップの利便性向上の調査研究	0	0
5	産業分野におけるデジタル技術等を活用した事業の推進	産業支援サイトでの地場産業等の紹介	2,002,000	2,002,000
		農作業の省力化や効率化を目的としたスマート農業の普及促進	623,000	106,900
6	教育分野におけるデジタル技術等を活用した教育環境の更なる向上	甲府市GIGAスクール推進ビジョンに基づくICT教育の推進	10,588,000	10,230,000

7	行政データのオープン化及び利用の推進	本市HPのオープンデータカタログへの2件（学校給食献立表、観光イベント情報）の掲載	0	0
8	最先端技術を活用した新たなデジタルサービスの調査研究	行政手続きガイドサービスの周知	1,326,600	1,326,600
基本目標3	デジタル技術をベースとし、社会の変革に対応した簡素・効率的で機動的な市政運営を推進します		令和4年度 予算	令和4年度 決算
1	庁内へのビジョン展開、職員の意識改革	先進都市松阪市視察	11,000	11,000
2	内部事務のデジタル化の推進	10業務へのAI-OCR/RPAの導入、試行実施	4,484,480	4,397,030
		全議員へのタブレット端末の貸与による資料のペーパーレス化	3,611,064	3,578,256
3	デジタル技術を活用した働き方改革の推進	職員のテレワーク導入に向けた実証実験	16,300	0
		長時間労働抑制システムの運用・活用	1,724,800	1,724,800
		WEB会議用端末（ノートパソコン25台）各部設置と実施	1,273,250	1,183,050
4	情報システムの標準化・クラウド化及び広域化の検討	住民記録等基幹業務の情報システム20業務の標準仕様対応検討	0	0
5	データ活用体制の整備・活用推進	活用可能なデータ及びツールの把握整理の調査	0	0

6	デジタル化・DX 統合推進体制の 整備	CDO設置について他 都市の事例の情報収集	0	0
---	---------------------------	--------------------------	---	---

4 甲府市の情報システムについて

4-1 全システムの状況

(1) ICT資産台帳に記載された、課別の情報システムの概要と令和4年度の予算・決算状況は次のとおりである(後述の個別システムの検証における予算額との相違は、下記表の金額に国からの補助金を含んでいるためである。例えば、内部情報系システムなどである)。

なお、特別会計に関する部分は予算・決算の金額を黄色で表示した。

	部局名	課名	情報システム名	令和4年度当 初予算額(円)	令和4年度決 算額(円)
1	市長直 轄組織	情報発信 課	大型ビジョン表示システム	1,196,316	1,196,316
2			①ホームページコンテンツ管理システム(CMS-8341) ②ホームページ公開用WEBサーバ1 ③ホームページ公開用WEBサーバ2	6,214,367	5,742,577
3			LINE SMART CITY GovTech プログラム	990,000	990,000
4		防災企画 課	防災行政用無線(移動系)設備システム	18,944,090	18,944,090
5			防災行政用無線同報系管理システム	10,546,140	10,299,850
6			J-ALERT	715,000	715,000
7			防災情報WEB	1,870,000	1,870,000
8			総合防災情報システム	6,600,000	6,600,000
9	行政経 営部	総務課	甲府市電子会議システム	1,702,800	1,702,800
10		デジタル 推進課	基幹業務系システム	452,148,650	449,651,739
11			内部情報系システム	111,117,361	113,204,704
12			統合型GIS	9,175,188	9,175,188
13			公開型GIS	1,830,180	1,830,180
14			長時間労働抑制システム	1,724,800	1,724,800

15		デジタル 推進課・ 行政経営 課	行政手続きガイドサービス	1,326,600	1,326,600
16		職員課	甲府市人事評価システム	2,965,351	2,965,314
17	企画財 務部	企画財政 課	公会計システム	715,000	715,000
18		資産税課	固定資産評価システム	17,622,880	17,622,880
19		市民税課	地方税ポータルシステム	502,000	502,000
20	市民部	市民課	窓口混雑情報リアルタイム配信シ ステム	204,600	204,600
21			戸籍総合システム	20,281,800	20,281,800
22			コンビニ交付システム（戸籍）	4,639,800	4,639,800
23		総務課	PIO-NET（全国消費生活情報ネット ワークシステム）	0	0
24	福祉保 健部	健康保険 課	国保総合システム	148,584	138,528
25			国保データベースシステム（レセプ トデータ・健診データの分析）		
26			特定健診等データ管理システム	3,564,096	3,383,500
27			国保情報集約システム	15,538,176	15,048,576
28		生活福祉 課	中国残留邦人生活支援システム	264,000	264,000
29			生活保護等レセプト管理システム	1,399,200	1,399,200
30		健康政策 課	地域包括支援センター支援システ ム	3,798,000	3,797,200
31	介護保険 課	介護保険国保連合会伝送システム	50,868	50,868	
32	地域保健 課	難病医療システム	70,646	131,036	
33	医務感染 症課	Yamabis（コロナ患者情報の入力・出 力）	0	5,170,000	
34	子ども 未来部	子育て支 援課	甲府市子育て支援アプリ	660,000	660,000
35		子ども保 育課	公立保育所給食管理ソフト	326,688	287,968

36		母子保健課	小児慢性特定疾病システム	751,736	751,736
37	環境部	ごみ減量課	指定ごみ袋事務管理システム	165,000	165,000
38			有価物回収管理システム	910,800	1,136,300
39			甲府市ごみ分別アプリ	396,000	396,000
40		環境保全課	大気汚染常時監視システム	4,400,000	4,400,000
41	産業部	経営管理課	電子報告書管理システム	1,200,000	1,040,160
42			市況表示システム	市場協会で管理	
43			企業会計システム	2,125,200	2,125,200
44		就農支援課	農業生産管理 SaaS (気象データと作業記録・病虫害発生)	62,700	62,700
45			農業生産管理 SaaS (ぶどうのジベレリン処理適期把握作業)	70,000	70,000
46	まちづくり部	建築指導課	建築行政共用データベース	89,650	89,650
47			建築確認支援システム	990,000	990,000
48			統合型土地情報システム (地積調査成果の管理活用)	3,418,800	3,418,800
49	市立甲府病院	総務課	ナースコールシステム	3,036,000	2,640,000
50		経営企画課	企業会計システム	2,422,200	2,422,200
51			電子カルテシステム	199,549,720	199,549,720
52	教育部	図書館	甲府市図書館情報システム	15,030,840	15,030,840
53		学事課	統合型校務支援システム	15,900,000	15,900,000
54			学校図書館システム	11,220,000	11,220,000
55	上下水道局業務部	経営企画課	公営企業会計システム (水道事業)	6,062,980	7,602,980
56			公営企業会計システム (下水道事業)	3,847,800	3,847,800
57		営業課・経営企画課	上下水道料金システム	8,663,776	8,625,276
58			下水道料金台帳管理システム	1,485,000	594,000

59		給排水	給水受付システム	1,595,000	918,500
60		課・経営 企画課	給排水台帳管理システム	1,149,256	948,176
61	上下水 道局工 務部・ 業務部	計画課・ 経営企画 課	受益者負担金システム	2,960,432	2,410,432
62			上水設計積算システム	528,000	528,000
63			統合(工事・竣工・漏水情報・未接続 情報・送配水量管理)システム	1,971,640	1,971,640
64			新土木積算システム	4,039,200	4,039,200
65			web版地図情報管理システム	4,176,260	4,025,560
66	上下水 道局工 務部	浄水課	運転支援システム	浄水場委託業務に含まれ切り出 し不可	
67		計画課	施設設備管理システム	6,820,000	6,820,000
68			水道設計積算システム	3,531,000	2,431,000
69	議会局	総務課	会議録検索システム	858,000	858,000
総合計				1,008,280,171	1,009,264,984
一般会計関係				733,814,983	738,103,668
特別会計関係(国民健康保険事 業)				19,250,856	18,570,604
同(介護保険事業)				50,868	50,868
同(地方卸売市場事業)				3,325,200	3,165,360
同(病院事業)				205,007,920	204,611,920
同(下水道・水道・簡易水道等事 業)				46,830,344	44,762,564
一般会計予算(79,482,388千円)に 占める割合				0.9	%
一般・特別会計合計(156,373,869千 円)に占める割合				0.6	%

(2)「やまなしくらしねっと電子サービス」について

マイナポータル(ぴったりサービス)を利用した子育て・介護関係26の
手続のオンライン化(基幹系)以外に、甲府市ではすでに山梨県市町村総合事務組
合の運営する「やまなしくらしねっと電子サービス」による各種のオンライン申

請サービスに参加しており、罹災証明書の発行申請のオンライン化もその一つである。

令和5年10月現在、人間ドック・簡易脳ドック（国民健康保険・後期高齢者医療制度）、集団健診（社会保険等、国民健康保険、後期高齢者医療制度）、子宮頸がん検診、入札参加資格審査申請変更届、ふるさと納税寄付申込など27種の申請手続があり（罹災証明書発行申請を除く。災害時でないので受付していない）、同サービスの利用に関する予算は、山梨県市町村総合事務組合への負担金（オンライン申請・施設予約・メルマガのシステム経費及び事務費）として予算化されている。

過去3年の予算の推移は次のとおりである。

令和3年度 6,457,000円

令和4年度 6,553,000円

令和5年度 6,300,000円

4-2 規程類について

甲府市情報システムに関する規程としては、以下のものが整備され、運用されている。

(1) 甲府市情報システム管理規程（最新版 令和3年4月1日施行）

情報システムの管理及び運営並びにデータの保護について必要な条項を定める。

(2) 甲府市情報システム管理委員会設置要綱（最新版 令和3年4月1日施行）

甲府市情報システム管理委員会（PMO）は、情報システムに関する事業の立案及び実施に当たって全最適化の観点から情報システムの統括管理を行う。

(3) 甲府市ICTライフサイクルガイドライン（平成30年2月）

ICT調達プロセスを標準化し、導入時に主な視点が置かれていた調達を情報システムのライフサイクル（企画から廃止に至る全ての工程）に視野を広げ、基本方針のもと、その妥当性を評価することにより、全体コストの低減、情報資産の圧縮、重複投資の防止につなげる。

(4) 随意契約ガイドライン（令和3年3月改定）

（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）

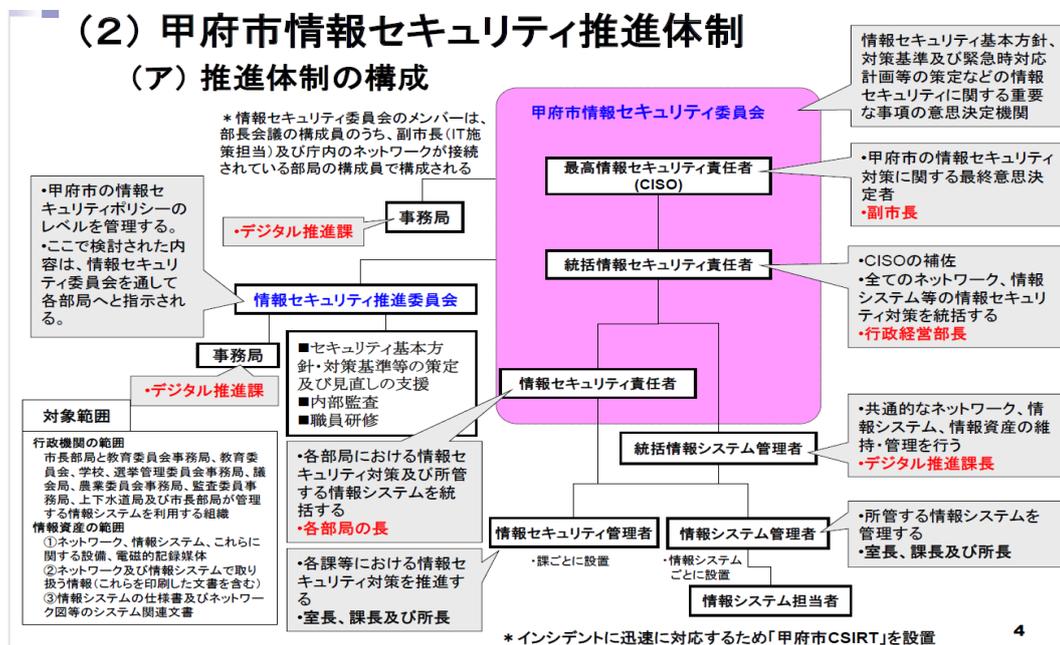
情報システムに関しては次の例が掲げられている。

号	具体例
2号	情報システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合
	既存の情報システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の情報システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある場合
5号	OAシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合
6号	機器、設備、情報処理システム等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む。）で、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない場合

(5) 甲府市情報セキュリティ基本方針、同対策基準（令和4年11月1日一部改正）及び実施手順（甲府市庁内LAN利用ガイドブック）（平成27年3月改定）

- ① 甲府市情報セキュリティ基本方針（令和4年11月1日一部改正）
- ② 甲府市情報セキュリティ対策基準（令和4年11月1日一部改正）

ア 組織体制



（「甲府市情報セキュリティ対策概要」より）

イ 物理的セキュリティ

管理区域（情報システム室等）の管理、通信回線及び通信回線装置の管理、職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等（USBなど）の管理

(「登録USBメモリ等取扱要領」)

- ウ 人的セキュリティ
- エ 技術的セキュリティ
- オ 運用
- カ 業務委託と外部サービスの利用
- キ 評価・見直し

監査（甲府市情報セキュリティ内部監査実施要領）、自己点検

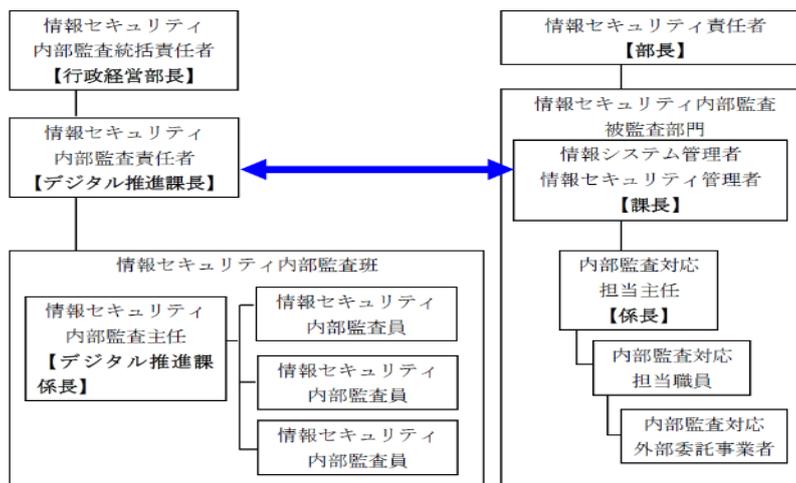
ク 情報セキュリティポリシーの一部改正（令和4年11月）

③甲府市市内LAN利用ガイドブック（平成27年3月改定）

(6) 甲府市情報セキュリティ内部監査実施要領（令和4年10月3日施行）

甲府市情報セキュリティポリシーが遵守されていることを、自らの組織により評価を行い、確認するための内部監査に必要な事項が定められている。

①監査実施体制



②監査目的

- 内部監査主任及び内部監査員の育成
- 情報資産等の管理
- 情報セキュリティ対策の強化

③監査計画の策定

④実施手順

監査計画に基づき、監査の事前準備⇒監査実施の通知⇒監査の実施⇒監査メモ及び監査報告書の作成⇒被監査部門への監査結果等の通知⇒改善計画書及び改善報告書の作成⇒フォローアップ監査の実施

⑤監査報告

内部監査班は、監査報告書、改善報告書又は改善計画書、フォローアップ監査結果を取り纏めて、内部監査責任者（デジタル推進課長）の承認を得る。内部監査責任者は必要に応じて情報セキュリティ推進委員会及び内部監査統括責任者（行政経営部長）に報告する。

⑥ 監査総括報告

内部監査責任者（デジタル推進課長）は、年度内内部監査計画書に基づく活動が終了したとき、全ての個別監査を統括した監査総括報告書を作成して情報セキュリティ委員会及び内部監査統括責任者（行政経営部長）に報告する。

5 個別システムの選択について

(1) 選択基準

前述（第2の4-1）したとおり、甲府市には、14の部局、36の課において、69の情報システムが稼働している。

そこで、次のような1～5の基準で、16の情報システムを抽出した（各システムの冒頭の番号は、第2の4-1に掲載した甲府市の情報システムの番号に呼応する）。

1. 導入調達価格高額のもの		導入費		担当課
4	防災行政用無線(移動系)設備	5.7億円		防災企画課
5	防災行政用無線同報系管理	6.1億円		防災企画課
10	基幹業務系	41.1億円	具体的な利用場面の検証	デジタル推進課
			国民健康保険、滞納管理(国保)	健康保険課
			固定資産税	資産税課
			学校給食費	学事課
11	内部業務系	10.5億円		デジタル推進課
18	固定資産評価	39.9百万円	保守 42.2百万円	資産税課
21	戸籍総合	1億円		市民課
2. 未来ビジョン基本目標関連				
13	公開型GIS	5.3百万円	情報通信基盤の整備	デジタル推進課
14	長時間労働抑制	8.3百万円	管理職によるパソコン稼働時間管理	デジタル推進課・行政経営課
15	行政手続きガイドサービス	保守 1.3百万円	市民への案内サービス	デジタル推進課・行政経営課

3. 情報保有数・情報価値				
52	甲府市図書館情報	2.9 百万円	保守 18.3 百万円	図書館
4. 市民サービスとの関連性				
2	ホームページコンテンツ管理	23.9 百万円	保守 11.8 百万円	情報発信課
8	総合防災情報	80.8 百万円	保守 6.6 百万円	防災企画課
5. ネットワークの特殊性など				
30	地域包括支援センター支援 (外部 NW)	1.8 百万円	保守 3.7 百万円	健康政策課

(2) 監査方法

選択した各情報システムに対してアンケート調査を行い、アンケート結果を踏まえて、次の指針に基づき担当課にヒアリングや資料調査を行った。

①情報システムの構築、調達、運用保守及び情報セキュリティ管理の各場面の事務の執行について、適法性（関係法令、条例、規則等の準拠）、経済性・効率性・有効性（支出額に見合った成果、調達時の想定通りの利用及び検証）に基づいているか。

②情報システムの調達及び運用・保守に関する市としての統一的な方針（情報システムの調達及び運用保守に関する基本方針等）が策定され、それに基づき実行されているか。

③情報システムの運用・保守が、ベンダー任せになっていないか。

④情報システムのセキュリティ対応について、想定されるリスクを勘案して適切に行われているか（個人情報その他の情報資産の漏洩対策、災害時の対応等）。

第3 監査の指摘事項及び意見

1 監査結果としての指摘・意見のまとめ

本報告書において、「指摘」とは、今後甲府市において何らかの措置が必要と認められる事項であって、主として事務が法規性に反している場合や著しく適正を欠いている場合を指摘している。

また、「意見」とは、指摘事項に該当しないものの、前記第1の6「監査の視点及び指針」に鑑みて、財務事務の執行及び事業の管理の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであって、甲府市がこの意見を受けて何らかの対応を行うことを期待するものである。

これらの概要は以下のとおりで、指摘事項は13件、意見は49件である（「2-9 複数システムに共通する指摘・意見」は個別システムの指摘・意見としてカウントしている）。

内容	区分	本書 頁
2 全システムに関する財務事務の検証		
2-1 随意契約の多さ		
<p>情報システムの業務委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく随意契約が多い。随意契約ガイドラインに沿ったものであっても、特命随意契約の具体性をできるかぎり説明させるべきである。また、複数年同一事業者との契約については、実績と見積の差異を検討し、差異が大きい場合には精算処理を行うべきであるとともに、その旨の契約条項を整備すべきである。運用保守契約についても調達・開発に関して契約を行った業者への委託がみられるが、事業内容の標準化・共通化などにより、競争性が生じていないか確認するなど漫然と契約を継続することがないよう留意すべきである。また、ライフサイクルコストの削減方法として、開発と運用・保守の分離調達も検討されるべきである。</p>	意見	47
2-2 甲府市情報システム管理委員会（PMO）について		
<p>PMOには設置要綱上事業の進行監理・モニタリング監理及び評価の役割があるが、情報システムに関する事業の進行監理を実施し、情報システムの状況を定期的に審議し、事業の目標・目的との適合性を確認することは実際には行われていない。未来ビジョンによって進行する情報システムの進行監理のほか、個別システムの「PDCA」のためにも、既存の情報システムの有効性を評価し、改善する点があれば改善点を示す役割を担うべきである。そのために部会の設置も検討されるべきである。</p>	意見	49
2-3 評価フェーズの実効化		
<p>ICTの企画から評価までのフェーズ毎に必要な事項を定めた「ICTライフサイクルガイドライン」によれば、担当課はシステムの更改・廃止に関わらず評価結果を記載した報告書（システム評価報告書）をデジタル推進課に提出することが規定されている。しかしながらシステム評価報告書の提出が行われていない。PMOの定期的な情報システムの状況の審議の実効化のためにも励行されるべきである。</p>	指摘	51
2-4 甲府市情報セキュリティ対策基準の改定		
<p>令和4年度の内部監査の結果、情報資産台帳の整備がなされていないことが指摘されていた。この点、甲府市情報セキュリティ対策</p>	指摘	51

<p>基準にも「情報資産台帳の整備」の規定を設け、管理責任を明確化すべきである。</p>		
<p>2-5 内部監査結果の実効化</p>		
<p>内部監査の指摘事項が複数年度継続している事項が存在する（例えば、パスワードの定期的な変更）。内部監査の指摘事項は、内部監査の実施報告書により各部局へ周知されているが、情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者である各課長が指摘事項と同様の事態が発生していないかの確認まで行っていないことが推測される。内部監査の指摘事項の実効化のためにも自己点検報告の制度化などの工夫を行うべきである。</p>	<p>意見</p>	<p>52</p>
<p>2-6 甲府市情報システム管理規程の業務委託契約書の記載事項改定</p>		
<p>「甲府市情報システム管理規程」第23条第2項については、「甲府市情報セキュリティ対策基準」の業務委託契約項目に内容を合わせるよう改定すべきである。さらに、同規程第23条2項7号には「個人情報の保護に関すること」を契約上定めることが求められているが、この点については、個人情報保護委員会事務局が発行する「個人情報の保護に関する事務対応ガイド（行政機関等向け）」に別添とされる「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に沿った内容を補足すべきである。</p>	<p>指摘</p>	<p>53</p>
<p>2-7 甲府市ICTライフサイクルガイドラインの改定</p>		
<p>甲府市ICTライフサイクルガイドラインの見直しについては、本ガイドラインに基づき実施した情報システムマネジメントのPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）によって得られた成果や、情報システムに係る新技術等の環境変化を、随時反映し、継続的改善を図っていくものとするが、現在の適用されるガイドラインは、平成30年2月に制定されたものである。現在までの間に民法や個人情報保護法の改正が行われたほか、庁内規則も改正されている。これら改正内容を反映したアップデートが必要である。</p>	<p>指摘</p>	<p>55</p>
<p>2-8 個人情報の保護に関する法律に基づく対応の必要性</p>		
<p>「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」に別添とされる「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の管理体制に記された、統括保護管理者、保護管理者、保護担当者、監査責任者、管理委員会の体制整備はすでになされているが、個人情報保護との関係からも、情報資産台帳の作成を「甲府市情報セキュリティ対策基準」に明文化し、いかなる情報が情報システムに保有され、期間を含めど</p>	<p>意見</p>	<p>56</p>

のように管理されているかを明瞭化することの意義が重要になってくると考えられる。		
2-9 複数システムに共通する指摘・意見		
「3 個別システムの調達、運用・保守に関する財務事務の検証」で触れる各システムの指摘・意見のうち、「複数システムに共通」との記載があるものは、他のシステムにも該当する指摘・意見である。	指摘・意見	57
3 個別システムの調達、運用・保守に関する財務事務の検証		
3-3-1 防災行政用無線（移動系）設備システム		
①陸上移動局設備のうち携帯型無線装置用蓄電池の交換などは随意契約の理由からすれば疑問なしとしはしない。もちろん電池交換のみを別契約にすることは困難であろうから、見積りにおいてより対価低減を求めることも必要と思われる。	意見	63 イ
②引き続き同一業者に運用保守を任せるのであれば、仕様書などに部品交換の対応年数を記載して、契約書上も部品交換に対して明確化しておくべきものとする。	意見	63 ウ
③今後の本システムの運用保守契約においては、「報告書作成費」の計上が必要かどうかの検討を行い、電池交換費用への対応も含めて、対価低減できるかどうかの検討を行うべきである。	意見	63 エ
④本システムを導入した際の機器等の設計書が含まれる平成 23 年締結の本システム導入契約書については、保存年限が 10 年であるが、事業継続のため 10 年を超えた保存継続の対応がなされている。しかしながら、文書管理規程の手続（甲府市文書取扱規程第 41 条第 4 項）が履践されていないので、規程に沿った保存年限の延長手続をおこなうべきである。	指摘	63 オ
⑤3つの防災に関する情報システム（本システム、防災行政用無線同報系、総合防災情報システム）は、災害という緊急事態に的確に対応するために、それぞれが機能を補うものと評価できる。この点、例えば、防災無線の音声情報が自動的に総合防災情報システム内の文字情報として流すことができるなど、システム間の自動連携が今後の開発課題と思われる。	意見	64④
3-3-2 防災行政用無線同報系管理システム		
①本システムの運用開始から 10 年が経過したことから、これを契機に再度点検項目との関係で同一業者に継続的に随意契約が必要か否かについて検討することも必要と考えられる。	意見	66 イ

<p>②引き続き同一業者に運用保守を任せるのであれば、仕様書などに部品交換の対応年数を記載して、契約書上も部品交換に対して明確化しておくべきものとする。</p>	意見	66 ウ
<p>③本システムを導入した際の機器等の設計書が含まれる平成 23 年締結の本システム導入契約書については、保存年限が 10 年であるが、事業継続のため 10 年を超えた保存継続の対応がなされている。しかしながら、文書管理規程の手続（甲府市文書取扱規程第 41 条第 4 項）が履践されていないので、規程に沿った保存年限の延長手続をおこなうべきである。</p>	指摘	66 エ
<p>④修理の必要がなく、装置そのものの使用価値がないのであれば、同装置を保守管理の対象から除外すべきである。それ自体が毎年の仕様書上保守管理の対象装置に上がっていることから、改善が必要である。</p>	指摘	67 オ
<p>⑤災害時に設備が使用できないことのないよう耐震性等の点検はあらかじめ設置からの期間（例えば〇年後など）を決めて今後行うべきである。</p>	意見	67③
<p>⑥総合防災情報システムが稼働しており、スマートフォンやパソコンから情報を取得することができるが、スマートフォンを利用しない市民の方もいる。今後は、利用者となる市民からの声も聴取し、2つのシステムのそれぞれの情報提供機能の役割分担についての検討も必要である。</p>	意見	67④
<p>3-3-3 基幹業務系システム</p>		
<p>①個々のシステム構築やシステム管理に関するコストが分かりづらいため、個別にどれだけの経費削減につながっているか、算定が出来ないことが短所といえる。本システムについては 10 年毎の更新が予定されているが、運用期間における対価の見直しの協議が令和 5 年度及び令和 8 年度に行われることになっている。また、提供されたサービスを定期的にモニタリングし、品質を検査し、予定した品質・機能等が満たされなかった場合にはサービス対価を減額することや改善注意・改善勧告もなされ、業務改善を行っている。個々のコストが分かりづらいため、上記の協議やモニタリングが適切に行われること、及びその検証を 10 年間経過時の更新時に求める。</p>	意見	68

<p>②第2次DO計画に基づく契約関係についての令和10年度末までの開発費及び運用費の毎年度の繰り延べの支払に加えて、地方公共団体情報システムの標準化・共通化により新たに締結される20業務に関する契約に基づく支払が発生する。従来の契約と新契約とのつながりをどうするかなどの協議は今後なされる予定とのことであるが、標準化・共通化とならない44業務の運用費の削減を含め、20業務に関する追加費用の他の自治体の契約費用を参考にした適正化など、契約関係の十分な検討が望まれる。</p>	意見	69
<p>3-3-4 国民健康保険・滞納管理システム</p>		
<p>①国保に関する情報のシステムへの入力の手入力が占め、毎月数百件の作業となり、多くの人手を要しているのが実情である。現状は、RPAやAI-OCRなどの自動化技術について、費用面などの制約もあり導入されていない。しかし、自動化技術の導入によって作業時間の短縮、コストの削減が期待できることから、まずは代替可能な作業の洗い出し、費用対効果の検証などを行うことが望ましい（2-9 複数システムに共通）。</p>	意見	72
<p>②金融機関に滞納者の情報をUSBメモリによって提供しており、USBメモリの外部持出作業について、本来は登録USBメモリ等取扱要領の第4号様式に従って管理しなければならないが、従前より独自の管理簿にて管理している状況であった（令和5年4月以降は、第4号様式に従って管理するように改めた）。実際の運用として、第4号様式に比べて独自の管理簿には返納予定日やデータ消去の有無の記載がなく、管理内容が不足している部分もあったことから、情報漏えい事故等の発生を防止する目的に鑑み、USBメモリを取り扱う部署に対して当該取扱要領の周知徹底が望まれる（2-9 複数システムに共通）。</p>	意見	73
<p>3-3-5 固定資産税システム</p>		
<p>①当該システムは他の地方公共団体でも使用されているものであり、甲府市で活用できていない機能でも他の地方公共団体においては必要としている機能である可能性が高いところ、本市では使用頻度の少ない機能があった。実装されている機能をフル活用することにより、導入目的を効果的かつ効率的に達成することができる。継続的な操作研修や他の地方公共団体の活用事例などをシステムベンダーより提供してもらうことも検討すべきである。</p>	意見	74

<p>②年に2回、それまでのすべての登録情報についてエクセルを使用し90項目のチェックを行っているとのことであったが、意見①の通り未使用の機能でカバーできる項目があるかどうかの検討を行うとともに、システムの改定時にシステムベンダーとチェック項目の共有を行い、システムの機能として実装可能かどうかの検討をすべきである。</p>	意見	75
<p>3-3-6 学校給食費システム</p>		
<p>①学校給食費の公会計化等に当たり学校給食費の徴収・管理に特化したシステムが採用され、基幹業務系システムの委託先である業者にて実績のある学校給食費システムを選定したとのことであった。しかしながら、システム導入・構築から保守・運用において7年間で36百万円超の契約であり、長期・多額のシステム関連費用が発生すること、学校給食費システムを提供するベンダーは他にも多数存在することを考慮すると、本来は広く事業者を募り、費用面も十分考慮した一般競争入札、または公募型プロポーザルで選定すべきであったと考える。</p>	指摘	76
<p>3-3-7 内部情報系システム</p>		
<p>①内部監査を実施する担当課がデジタル推進課であり、自己監査となるため、デジタル推進課が所管するシステムについては情報セキュリティ内部監査の対象としていない。内部監査実施者として、デジタル推進課内の監査対象システム担当者以外の職員、デジタル推進課出身の職員、外部の専門家等を任命し、デジタル推進課主管のシステムについても情報セキュリティ内部監査を実施すべきである（2-9 複数システムに共通）。</p>	指摘	79
<p>②甲府市情報セキュリティ対策基準のなかに「情報システム管理者は、職員等が電子メールの送信等により情報資産を無断で持ち出すことが不可能となるように、必要に応じ、添付ファイルの監視等によりシステム上措置を講じなければならない。」との記載があるが実施していない。内部情報系システムは甲府市にとって重要なシステムであることから、その扱う情報資産については対策基準を適切に適用すべきであるが、代替的な対応によりセキュリティ対応を構築している場合にはその内容を文書化し、取りまとめておくことが望ましい。</p>	意見	80
<p>3-3-8 戸籍総合システム</p>		
<p>①本システムの応募期間は約1か月であったが、6か月間は必要であったものである。扱う情報の重要性に加えて、法改正に適時に対応しなければならぬ状況を踏まえれば、今回の応募期間はやむを得</p>	意見	81

<p>なかったとも評価できるが、今後とも予定される法改正への対応を適正に行うためにも、必要な応募期間を含めた情報システムの調達計画の作成が必要である。</p>		
<p>3-3-9 固定資産評価システム</p>		
<p>①当該システムは他の地方公共団体でも使用されているものであり、甲府市で活用できていない機能でも他の地方公共団体においては必要としている機能である可能性が高いところ、本市では使用頻度の少ない機能があった。実装されている機能をフル活用することにより、導入目的を効果的かつ効率的に達成することができる。継続的な操作研修や他の地方公共団体の活用事例などをシステムベンダーより提供してもらうことも検討すべきである。</p>	<p>意見</p>	<p>83</p>
<p>②サーバールームの出入りに関しては規定通りに入退室記録が記載されていたが、そもそもサーバを操作する以外の目的での出入りを少なくすることがリスクを減らすことにつながると考えられる。コピー用紙が同ルームに保管され、これを取りに行くための出入りはサーバ操作と無関係である。コピー用紙はサーバールームに保管すべきではない。</p>	<p>指摘</p>	<p>84</p>
<p>3-3-10 公開型GIS</p>		
<p>①内部監査を実施する担当課がデジタル推進課であり、自己監査となるため、デジタル推進課が所管するシステムについては情報セキュリティ内部監査の対象としていない。内部監査実施者として、デジタル推進課内の監査対象システム担当者以外の職員、デジタル推進課出身の職員、外部の専門家等を任命し、デジタル推進課主管のシステムについても情報セキュリティ内部監査を実施すべきである（2-9 複数システムに共通）。</p>	<p>指摘</p>	<p>86</p>
<p>②各ユーザーIDは共有IDとして変更はしないが、パスワードも当初通知後変更していないとのことである。共有IDに係るパスワードであること、不正アクセス防止のため、デジタル推進課は定期的にパスワードを変更し担当者及び承認者（担当課長）に通知する必要がある（2-9 複数システムに共通）。</p>	<p>指摘</p>	<p>87</p>
<p>③公開する地図情報の範囲について、当初他の市町村等の公開情報を調査し公開する範囲を検討した。その後、本システムで公開されている地図情報毎のアクセス数は把握されているが、市民サービスのより一層の向上を図るために、定期的に他の市町村等の公開情報の状況を調査し、新たな地図情報の公開の必要性を検討することが望ましい。</p>	<p>意見</p>	<p>87</p>

3-3-11 長時間労働抑制システム		
①職員の労働時間を管理する管理職の任命期間とパスワードにより本システムにアクセスできる期間は一致することとなる。したがって、本システムを利用する管理職のパスワードについては任命期間内に定期的な変更が励行されるように注意すべきである。	意見	89③
②管理職による労務マネジメントはあくまで各管理職の裁量に任せられているので、導入から3年経過し更新時期を迎えるにあたっては、管理される職員からの意見聴取のほか、管理職からも改善点がないかなどの意見を聴くことで、本システムの効果の検証が十分になされるべきである。また、令和6年3月に本システムの3年間の運用が終了し、更新を迎える際には、全職員の労働時間数について、本システム導入以前と以後での変化を数字で示すことも効果の確認としては必要と考える。	意見	89④
③令和5年8月1日から、パソコンのロック時間が午後9時30分から午後6時に設定変更されたことは時間外労働を削減する方向として評価される取組であった。今後とも長時間労働抑制に関して改善がなされるようにシステムの設定変更には柔軟に対応すべきである。	意見	90⑤
④管理職が課内職員の勤務時間を管理するために出力するデータは文書取扱規程上5年間であるが、職員の長時間労働抑制の検証のためには5年を超えて必要な場合もあるので、情報内容に応じて保存期間の検討はなすべきである。	意見	90⑥
⑤各情報システム内のデータの保存期間をどのように扱うかは、各情報システム管理者が担当業務との関係で判断することとなる。この点、各情報システムについては、情報システム管理者が情報資産台帳（情報の機密性、完全性、可用性の分類）を作成することになっていることから、情報資産ごとに「甲府市文書取扱規程」に則するなどして、保存期間についても同台帳に明示することが業務の効率性にも資するものと思われる（2-9 複数システムに共通）。	意見	91⑦
3-3-12 行政手続きガイドサービスシステム		
①令和4年度は目標よりも低い利用件数であったことから、さらに利用件数を伸ばす工夫が必要である。そのために実際に利用する市民からのアンケート調査も検討の余地がある。また、システムの利便性の向上、職員の業務時間短縮及び窓口体制とICTの活用を連携させたデジタル行政サービスの推進につながる取組の提案を行うことが事業者の業務であることが仕様書上明らかであるので、事	意見	93②

業者から導入している他の自治体の取組例などの情報提供を受け、より一層の利便性の向上を目指すことが必要である。		
②職員の異動でパスワードが変更されることは確認できたが、1年ごとの契約更新においてはパスワードの変更がなされていない。そこで、契約年度ごとに変更を行うこともセキュリティ上必要であることから、この点の検討が求められるべきである。	意見	93③
③アクセスレポートについては、管理権限を付与された職員2名が取得することができることとなっており、トピックごとのユーザー数・遷移率が月別に表示される。この情報の保存年限は5年であるが、本システムの効果の検証のためには、5年を超えて利用する情報もありうるので、保存年限の検討は5年経過時に行われるべきである。	意見	93④
④各情報システムについては、情報システム管理者が情報資産台帳（情報の機密性、完全性、可用性の分類）を作成することになっていることから、情報資産ごとに「甲府市文書取扱規程」に則るなどして、情報資産台帳に保存期間についても明示することが業務の効率性にも資するものと思われる（2-9 複数システムに共通）。	意見	93⑤
⑤外国人の市民の利用を考慮した外国語による案内は導入の予定がないとのことである。甲府市においても多文化共生社会は無縁でないことから、外国語によるサービス提供が今後の課題になると思われる。	意見	94⑥
3-3-13 甲府市図書館情報システム		
①当該システムは他の地方公共団体でも使用されているものであり、甲府市で活用できていない機能でも他の地方公共団体においては必要としている機能である可能性が高いところ、本市では使用頻度の少ない機能があった。実装されている機能をフル活用することにより、導入目的を効果的かつ効率的に達成することができる。継続的な操作研修や他の地方公共団体の活用事例などをシステムベンダーより提供してもらうことも検討すべきである。	意見	95
②現在、甲府市立図書館ではバーコードによる蔵書管理を行っているが、費用との比較を行い、効率的な無線ICチップによる蔵書管理を行うことを検討すべきである。	意見	96
③貸出履歴等のデータの保存については、個人情報やプライバシー、セキュリティに十分な配慮が必要であるが、データの匿名化や個人識別情報の保護、法規制への準拠などの課題を解決した上で、今後検討すべき課題である。	意見	96

④図書館における貸出履歴等の統計データの活用は、読書記録の利用者への還元と同様に個人情報保護等の課題もあるが、要望や有用性も高く積極的に行うべきだと考える。	意見	96
⑤監査時に実際に運用されているIDとパスワードについて確認したところ、単一のIDとパスワードですべての端末にログインしていた事実が判明した。ID・パスワードを複数人で共有すると、不正アクセスの危険性が上がることや問題が発生した場合の発生箇所の特定が難しくなるなどの問題が生じる。また、同じアカウントを共有すると、各ユーザーがどの情報や機能にアクセスできるかが不透明になり、セキュリティ管理が難しくなったり、定期的なパスワードの変更が難しくなったりする。本システムで扱う情報の性質（プライバシー及び思想信条の自由に関わる）から、各ユーザーに独自のIDを使用し、アクセス権を細かく管理することも検討すべきである。	意見	97
3-3-14 ホームページコンテンツ管理システム		
①ホームページの運用・保守業務について、委託先からの見積書の金額に基づき契約を締結しているが、構築業者であるからという理由のみで見積書の価格については十分な検証がされていない。特命随契の場合、競争原理が働かず価格が高止まりする傾向にあることから、やむを得ず特命随契とする場合も委託先に業務の効率化を求める必要がある。特命随契の検討に当たっては、「甲府市ICTライフサイクルガイドライン」に基づき、複数業者での見積合わせの実施、毎月の作業実績の報告を受け見積値との差異を把握し、差異が大きければ精算処理の検討などを実施することが望ましい。	意見	98
②運用・保守の工程は、情報システムのライフサイクル上、最も長期間に渡る工程であり、この間に必要とされる経費はライフサイクルコストの中で大きな割合を占める場合が多い。したがって、運用・保守に係る経費削減は重要なものとなる。その解決策として、運用・保守の分離調達が考えられる。「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン 実践ガイドブック」（最終改定2023年3月31日 デジタル庁）を参考にベンダロックインによる適正な競争を阻害する事態が発生しないよう十分な注意を払い、分離調達のメリットとデメリットを理解し、競争性・透明性を保ちつつ、プロジェクトの規模や性質に合った調達の単位を検討する必要がある。今後、ホームページのリニューアルも検討課題であることから、ライフサイクルコストの削減方法として、開発と運用・保守の分離調達も検討されたい。	意見	99

<p>③ホームページの運用・保守の外部委託業務について契約内容を確認したところ、「情報セキュリティポリシー」について契約書に明記されていなかった。ホームページの運用・保守業務において委託事業者が機密性の高い重要な情報を扱う場合もあることから、委託業務に係る契約書に情報セキュリティポリシーの遵守を明記するのが望ましい（2-9 複数システムに共通）。</p>	意見	99
<p>④運営支援業務の定例会を年2回定期的に開催しているものの、議事録を作成しておらず、どのような意見交換が行われたかを事後的に検証することができなかった。ホームページの運用・保守において、過去どのような課題があり、委託事業者と共有され、解決が図られたかなどを議事録として残すことで、担当者が替わっても過去の経緯が分かることから、委託事業者との定例会の議事録を作成することが望ましい（2-9 複数システムに共通）。</p>	意見	100
<p>⑤ホームページの閲覧手段がパソコンからスマートフォンに移行しており、デザインや操作性の問題、情報の探しにくさも課題であることから、利用者の利便性向上を図るために適切な時期にホームページをリニューアルすることが望まれる。</p>	意見	100
<p>3-3-15 総合防災情報システム</p>		
<p>①運用保守の業務委託契約が開発業者に複数年にわたって更新されていくことが予想されることから、「甲府市ICTライフサイクルガイドライン」の基本方針の「ライフサイクルコストの意識」（長期的な視点での費用の削減）や、同じく同ガイドラインに指摘のあるとおり、複数業者での見積合わせの実施、毎月の作業実績の報告を受け見積値との差異を把握し、差異が大きければ精算処理の検討などを実施することが望ましい。したがって、今後とも同一の業者との間で運用保守の業務委託契約がなされるとしても、ガイドラインの指摘する検討が毎年度の更新契約に必要である。</p>	意見	102①
<p>②避難所における個人情報の入力の手作業なので、誤入力がないかどうかの確認は保存する前に再度確認を行っているとのことであるが、マニュアル等にチェック機能についての記載は存在していない。また、年1回の操作研修及び防災訓練の際にテスト環境で実際に入力を行っているとのことであるが、その際に例えば2人1組で1人は入力、もう1人は確認作業を行うなどの訓練も行うべきである。また、他の自治体で避難所の入力の正確性をどのように担保しているかなどの情報も事前に検討すべきである。</p>	意見	104④ イ

<p>③避難者情報が避難場所に設置されたパソコンに残りうる以上、個人情報保護の観点からは、本システムを管理する防災企画課では避難所で使用される、ないし使用されたパソコンを把握し、さらに避難所開設終了後にはパソコン内に残った避難所情報等のデータは必ず廃棄抹消するようにマニュアル化し、災害対策終了後にはパソコンを管理する者から報告を受けるようにすべきである。</p>	<p>指摘</p>	<p>105④ ウ</p>
<p>④職員参集に関して、電話を使用することはないとのことであるので、電話番号の登録件数 50 件及び 1 年で 4 分間 100 件の電話通信用料分を契約からはずし、運用保守契約の対価の低減の対象となるように工夫すべきである。また、職員のメールアドレスは、参集機能の維持のために運用保守の委託業者に提供されている。したがって、運用保守の委託契約が毎年ごとである以上、1 年間の契約終了時には職員のメールアドレスのデータの消去を確認するようにすべきである。</p>	<p>意見</p>	<p>105⑤</p>
<p>⑤各情報システムについては、情報システム管理者が情報資産台帳（情報の機密性、完全性、可用性の分類）を作成することになっていることから、情報資産ごとに「甲府市文書取扱規程」に則るなどして、保存期間についても同台帳に明示することが業務の効率性にも資するものと思われる（2-9 複数システムに共通）。</p>	<p>意見</p>	<p>107⑦</p>
<p>3-3-16 地域包括支援センター支援システム</p>		
<p>①当該システムは多くの地方公共団体でも使用されているシステムであり、実装されている機能をフル活用することにより、導入目的を効果的かつ効率的に達成することができる。各 ID がどの機能を使用しているかのログを取ることができるため、機能の利用状況を分析し、その情報に基づいてシステムに活用することが望ましい。また当該システムの提供事業者である株式会社カナミックネットワーク社からの継続的な活用提案を受けることも検討すべきである。</p>	<p>意見</p>	<p>113</p>
<p>②同システムを使用している市内 9 法人の地域包括支援センターにおいても年度末の人事異動のほか、随時の異動についてもユーザー ID の加除を行い、パスワードについては半年に 1 回の頻度で変更を行うよう求め、パスワードの変更は各地域包括の事業評価の評価対象になっている。変更の有無の確認は口頭でのみ行っているとのことであるが、確実に変更されていることを確認するために、変更ログを確認するなど、質問以外の手続をとることが望ましい。</p>	<p>意見</p>	<p>113</p>
<p>③契約終了後のデータの所有や保管には注意が必要である。そのため事前に契約解除後の新たなシステムへのデータの移行の可否や</p>	<p>意見</p>	<p>113</p>

データの整合性と完全性のチェック体制、移行可能期間の確認等を確認しておく必要がある（ 2-9 複数システムに共通 ）。		
--	--	--